

羽曳野市男女共同参画推進プラン 策定にあたっての提言

平成 29 年 2 月

羽曳野市男女共同参画推進審議会

はじめに

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことをいいます。

わが国では、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画に基づき、男女共同参画社会の実現をめざす取り組みが社会全体で進められてきたところです。

羽曳野市におかれましても、平成 8 年に「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」、平成 19 年に「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第 2 期 はびきのピーチプラン - 」を策定されました。

また、平成 25 年 12 月には「羽曳野市男女共同参画推進条例」を制定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に進めてこられたところです。

羽曳野市男女共同参画推進審議会では、毎年、「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第 2 期 はびきのピーチプラン - 」に基づく男女共同参画の推進状況を確認し、その施策や事業に対して意見を申し上げてまいりました。

このたびは、次期プランとなります「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第 3 期 はびきのピーチプラン - 」策定にあたり、そのプランがよりよいものとなるよう、国や大阪府の動き、平成 27 年度に実施されました「羽曳野市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を基に市の現状や課題を整理し、基本的な視点を提言として取りまとめました。

特に、男女共同参画に関する意識啓発や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、さらに、平成 27 年 8 月に国会で成立しました「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく基本的な考え方や取り組みについて意見を申し上げます。

この提言をふまえて、「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第 3 期 はびきのピーチプラン - 」を策定され、今後より一層男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組まれますことを期待しています。

平成 29 年 2 月 8 日

羽曳野市男女共同参画推進審議会
会長 井上 眞理子

目 次

第1章 提言にあたっての背景.....	1
1 世界・国・大阪府の動き	1
2 羽曳野市の動向	4
第2章 羽曳野市における男女共同参画に関する課題	5
基本目標A 男女共同参画に向けた意識づくり	5
基本目標B あらゆる分野での男女共同参画の推進	17
基本目標C すべての男女が安心して暮らせる社会づくり	28
第3章 提言とその基本的な視点.....	33
提言1 男女がともに尊重し合える意識づくり	33
提言2 男女がともに働きやすい活躍の場づくり	35
提言3 男女共同参画を進めるための体制づくり	36
提言4 あらゆる男女が安心して暮らせる社会づくり	37
提言5 男女間のあらゆる暴力を防止する仕組みづくり	39
第4章 プランの推進に向けて.....	41
1 プランの進行管理	41
2 庁内推進体制の充実	41
3 市、市民、事業者、教育関係者等との連携の推進	41
4 国、大阪府、関係機関との連携及び協力	42

資料

- ・ 「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第3期 はびきのピーチプラン -」の策定について（諮問）
- ・ 羽曳野市男女共同参画推進審議会の審議経過
- ・ 羽曳野市男女共同参画推進条例
- ・ 羽曳野市男女共同参画推進条例施行規則